

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **高砂市** (都道府県: **兵庫県**)  
 本事業の担当部局名 **政策部シティプロモーション室**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	高砂市結婚新生活支援補助事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 5 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,000,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市においても人口減少が進む中、人口減少により生じる影響を克服するまちづくりを目指し、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性を示した「第5次高砂市総合計画」と令和7年度までの地方創生の指針となる「高砂市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」を令和3年3月に策定し、「育み、認め合い、元気に生きるまち」を基本目標の1つとして、「みんなが子どもを育てるまち」を目指し、少子化対策の取り組みを進めている。具体的には、令和2年2月改訂の「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」に基づき、誰一人取り残さず、安心して日々を過ごしていただけるよう、結婚、妊娠・出産、子育てのそれぞれのライフステージのニーズに応じた切れ目のない支援や環境づくりを推進していくことで、総合的な少子化対策に取り組んでいる。しかし、本市においての令和2年の合計特殊出生率は1.42、令和3年の婚姻件数は354件と、経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻件数426件、合計特殊出生率1.52)。			
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。  <本個別事業の位置付け> 本事業は、上記目標の実現のため、総合的な少子化対策の取り組みの一つとして位置づけ、コロナ禍の状況を経て、以前に増して経済的に不安を抱えた若者世代の結婚に伴う新生活の支援を行うことにより、結婚の希望がかない、安心して生活をスタートできるよう支援を行うことで、婚姻数の増加、ひいては出生数の増加に寄与することを目指す。			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込	40	世帯	②継続世帯見込	4	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	15	世帯		
	その他	25	世帯		

【世帯数積算根拠】

過去の本市新婚世帯家賃等補助金及び今年度支給実績から、ともに29歳以下の世帯を15件、その他世帯を25件、このうち継続世帯は申請世帯数全体の1割と見込んだ。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	45 世帯
～12月(実績)	14 世帯
1月～3月(見込)	31 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	15 世帯 × 600,000 円 =	9,000,000 円	下記のとおり積算 29歳以下:(60万円×5世帯)+(30万円×10世帯) 上記以外:(30万円×25世帯) 継続補助分:(60万円×1世帯)+(30万円×3世帯)  計 15,000千円
(その他)	25 世帯 × 300,000 円 =	7,500,000 円	
	(継続補助)	1,500,000 円	
	合計	18,000,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・チラシ・ポスター等の作成、配架・掲示を行う(市役所内事業担当、婚姻届受付窓口担当課、サービスコーナー窓口、市内公共施設及び不動産会社等)。
- ・市広報紙への掲載や、市ホームページ、SNS等での情報発信を行う。

KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通			
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.42 (令和2年)	
婚姻件数	件	354 (令和3年)	
婚姻率		4.04 (令和3年)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	31
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	60	84
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	80	61
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページでの広報を行う。 県と連携し、出会いサポートセンター出張登録会・相談会を開催する。		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	一般社団法人兵庫県地建物取引業協会加古川支部を通じ、加古川支部エリア(高砂市・加古川市・播磨町・稲美町)の不動産会社等に窓口等に、結婚新生活支援補助金のチラシを配置していただく。 市内企業に訪問し、制度説明並びにチラシ配布を行う。		

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

- ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
- ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
- ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。